第（1）回 八代市住民自治推進検討委員会会議録

開催日時	平成 18 年 3 月 31 日（金）13：30～16：20
開催場所	千丁支所２Ｆ大会議室

■ 出席委員

委員長	荒木　昭次郎	委　員	吉田　昭造	ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	小笠原　亨
副委員長	山本　正人	〃	上村　宏子	〃	永原　辰秋
委　員	草部　史考	〃	黒田　武生		
〃	松村　政利	〃	山本　清人		
〃	寺岡　甚蔵	〃	緒方　勢一		
〃	岩田　美江子	〃	山田　豊		

■ 欠席委員

委　員	竹原　基信	ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	稲田　新一		
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	本田　勉				

■ 出席職員

役　職	氏　名	役　職	氏　名
地域振興担当課長	米田　健二	千丁支所総務課主事	北田　剛
地域振興担当審議員	坂口　孝幸	鏡支所地域振興課主任	早川　孝幸
地域振興担当副主幹	澤田　宗順	東陽支所総務課振興係長	橋永　高徳
地域振興担当主任	村上　修一	泉支所総務課振興係長	東坂　宰
坂本支所総務課振興係長	南　和治		

■ その他の出席

役　職	氏　名	役　職	氏　名

■ 協議事項

①ビデオ研修（宗像市のコミュニティづくり）
②住民と行政の連携方策について

■ 議事録

（委員長）
　みなさんこんにちは。
　2 回目の自治推進検討委員会開催にあたり、何か一言ということのでございますが、時間がもったいないため、皆様方のご意見を存分に出していただいたほうがよいかと思います。
　今、ビデオをご覧いただきまして、だいたい住民の皆様方が自分たちの暮らしている地域のことはやっぱり自分達で、守り育てていく、そのために自分達では

何ができるかということのあらましがビデオに映されていたかと思います。
　要は、地域で、自分達でやれるものは自分達でやっていくという見本であったと思います。それをひとつの参考といたしまして、今日も皆様方と一緒に住民自治について考えていきたいと思います。それぞれに地域の実情も違いましょうし、また地域が抱えている問題、地域の皆さん方が活動されている内容もまた違うかとは思いますが、共通している点は、自分達のことは自分達でやっていくのだということで、自治の根っこはちゃんとあります。それをどう具体化して進めていくかということになろうかと思います。今日も一つよろしくお願いいたします。
（事務局）
　それでは早速ですけども、進行の方を委員長のほうによろしくお願いします。
（委員長）
　はい。それでは、限られた時間内で効率的に議事運営を行っていきたいと思います。まず、最初の本日の議題でございます。①自治会と行政協力員制度について、各地区で自治会的なるもの、あるいは行政協力員制度的なるものが存在し、いかなる目的のためにどのような活動を行ってきているのかということを、委員会の共通認識としていくために、その実態のデータを事務局のほうにお願いしてございました。そこで、そのデータにもとづき、今申し上げましたような事柄について、事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。
（委　員）
　この審議会のあり方についてですが、各地域の審議会委員 5 名おられますね、そして、正副会長も決まっているのですが、我々、検討、住民自治のあれということで出てきているのですが、地域住民、地域審議会委員 25 名いる中で、正副会長おられますが、この人たちの役割というか、もっと言えば我々月 1 回はこうして出てきて議論していますが、地域審議会委員の 25 名も各地域います。その人たちの役割といいますか、私の考えは、地域審議会は、各地域で 25 名の中でいろいろと市長諮問を色々議論して、この場に持ってきて検討して市長答申かと思っていたのですが。
（委員長）
　わかりました。どういう目的のためにどういう役割を果たしていくべきかということについて、一度事務局の方からしっかりと委員の皆様方に説明していただき、共通理解のもとに審議していただこうと考えておりました。ですから今、委員さんがおっしゃられたことは、合併特例法第 5 条に基づきますところの地域審議会といったものがあり、それとの関連で、新八代市として地域の住民自治をいかに強化していくか、そのためにはどういう考え方と枠組みを持って進めていけばよろしいかということ、それを検討していくのがこの会議であると私は理解

しておりました。ですから地域審議会と、住民自治推進委員会との関係を明らかにしていただいておけば、今お尋ねになったこともはっきりするであろうと思います。それはこの会議の目的と位置づけを、はっきりと認識しておくことだということでしょう。それが見えないとちょっと具合が悪いというようなことを、私、事務局のほうに申し上げていたわけなのですが。その点、一つ目の説明が終わりました後に、お願いしようと予定していたわけでございますが、それでよろしゅうございますか。それでは資料の説明をお願いします。

（事務局）

資料説明

・自治会・町内会の基本的性格

・社会教育法（公民館の設置及び運営に関する基準

（委員長）

はい、ありがとうございました。

まずは最初に、自治会・町内会の基本的性格につきまして、日本におきましては大体伝統的にこういう性格を持ってきておりました。また、現在もこうした性格をもったまま活動し業務処理しているという面もございます。ところが都市部では、こうした町内会・自治会に加入することに対して、違和感を覚える新しい都市住民の方々がたくさん出てらっしゃる。新しい都市住民が入りにくいのは、世帯単位で半強制的加入であること、と同時に会費も半強制的に払わなければいけないことに抵抗感を覚えるということが多いようでございます。都市社会学では個人単位で、関心ある個人は積極的に地域社会に貢献する、その活動を担う、あるいは会費も払うというような形で積極的に地域社会に関わっていこうとします。そういう人たちの裾野を広げていけば、これは世帯単位よりも余計資金調達能力も高まっていくのではないかという、これが都市社会学者の主張であります。

ヨーロッパ諸国やアメリカではその方向が普通である訳でございますが、日本の場合はどうしても「家」単位と言いましょうか世帯単位と言いましょうか、そういうかたちになっています。その背景は、日本が農村社会であり、自然に対して個人では対応しようとしても対応できない。したがって集落の人たち全員でもって、田植えでも稲刈りでも、みんなで力を合わせてやっていこうというそういうことがあったものですから、それがこうした町内会・自治会への活動にも反映されて、こういう形態・特徴を持つに至った経緯があるようでございます。

何かこの町内会・自治会の基本的性格についてご質問なりご意見ございましたら、どうぞ発言なさってください・・・。

では、私の方から問題提起として 3 点ほど。今申し上げました基本的性格が 1

点と、それからこの前委員さんから公民館活動について、ご意見をお出しいただきました点についてです。この前私が申し上げましたのは、行政の都合だけのことを申し上げた訳です。公民館法は文部科学省所管になっており、その所掌は教育委員会であり、コミュニティ行政というのは総務省所管になっていて、一般の首長部局の行政にあたるということでした。それぞれ役所の所管の違いでもって振り分けをしているわけでございますが、しかし住民サイドから見ますと、役所は行政をやるところと捉えており、だから行政は一つという見方をされていると思います。役所にいる人は、「いや俺のところは企画課だから、企画部門しか分からん」、「俺のとこは下水道課だから、下水道のことは知っているが、他のことは知らん」「福祉課だから、福祉のことは分かるが他のことは知らん」と全部縦割りでお答えになる。しかし、住民は役所に行けば、行政だから誰でも役所の人に聞けば分かるだろうと思って聞く。そこに住民側が行政は一つとみる見方と、役所の中にいる縦割りで自分が所属している仕事の分野だけで対応するところのギャップがある。この公民館行政とコミュニティ行政が、そういう仕分けをされて対応される。しかし、できるだけ行政は住民の活動に添うように一歩踏み出して、総合的に住民活動を支援するという、そういうシステムを考えて対応していく必要がある。法律が違うから、所管が違うからという、補助金をもらうときはそうなるかもしれませんが、住民サイドから見て、活動しやすい状態を行政が支援するという立場にたてば、そういう区分けはいかんと、あまりよろしくないということになっていくのではないかと思われます。

ですからそのための仕組みをどう打ち立てて、どんな活動でも－公民館活動であれ、コミュニティ活動であれ－、住民と一緒になってやれるようなシステム作りが出来ないかという点です。

それから三点目の、市政協力員と自治会長との役割の相違点ですね。様々な目的・任期・身分・業務・報酬等々にわたって、ここにその違いが示されております。ほぼ類似のところもありますけれども、また全く違うところもあるというご説明をいただきました。こうした点についても議論の必要があるかと思います。

ご自由に何かご意見なりご質問、どの部分でも結構でございますからお気づきのことがございましたら、是非お出しになってください。

（委　員）

市政協力員と自治会長との相違点ということでしたが、地域によっては、これを兼務しているところがあるわけですね。泉は以前、区長と言っておりましたが、区長が自治会長も兼ねているという事で、3 月いっぱいまでは税金の取立てから、いろんな要望、陳情、それから土地の交渉とか立会いとか、いろんなことを区長さんはやらないといけなかった。その自治会長を兼ねたところが区長さんだという認識をしていたわけです。ですから、分けて考えればそうなのかなと、今

まではそういった活動といいますか、区長の仕事という認識を持っていました。
（委員長）
　はい。ただいまのご意見はまさしく実態はそうであろうと思われます。だが、よくよく考えてみますと、先ほど町内会・自治会の基本的な性格のところで、機能の未分化ということが特徴として挙げられております。実はその、機能が未分化状態のまま、自治会長さん、区長さん、市政協力員さん等々、何か混同して、同じ人が兼務といいますか名称が違うだけで、やってることは同じというような形の未分化状態で進められている。ですから、これを一定程度は、これから先は整理して、効率的にやるべき仕事ができるような、そういう仕組みも考えていかなければいけないのかなというそういうご意見というふうに私は受け止めたんですけれども。他にどうぞ、どなたか。
（委　員）
　今、おっしゃったように、八代市も町内会長として選ばれてるわけです。それを市が市政協力員ということで委嘱して、もともと郡部の区長さんと私らの町内会長も一緒なのです。すべて地域の環境整備活動、いわゆる福祉問題、防犯防災問題、青少年育成、交通安全、環境美化、それから会計、スポーツレクレーション、お祭り、施設管理、公民館の管理、全部町内会長が。町内会長として選ばれ、もともと郡部の区長さんもやはり一緒じゃないかと。そういうことで全てをやっています。やはり私たちも、やはり農家とかもありますから、立会いもやります。そして、町内会長として出たものを市の方では市政協力員として委嘱をする。そういう立場で仕事をしている。非常に町内会長は忙しいのですよ。皆さんそうだと思います。やはりその辺を市政協力員が要望しなくていいような形が一番いいのですが、なかなか難しいのではないかと。
（委　員）
　考えると都市部と山間地と２つか３つに分けられると思います。今まで私たちの地域では、地区館公民館という制度になっていたわけです。しかし、それが合併後立ち上げをすべてしたのですけども、各小学校区で振興会という自治会を作っているわけです。宗像市の研修を見ていたのですが、あれと殆ど変わらないような事業を行いつつあるわけです。しかし、行政区の区割自体が、やはり山間部ですので広範囲となって、結局それを絞り込むというのは大変です。その辺をどういう形で、小学校区でいいところもあるし、それを２つか３つに分けなければならない地域もありますし、そのあたりどうするか。
　我々は嘱託員制度でしたけど、市政協力員制度と変わらないのですが、それを区割りしてスムーズに行く状態に持っていくのか、一番危惧するのが市政協力員さん方に、やってもらうにしても広範囲になりますので高齢化が進んで若者がいない中で引き受け手があるのかなと危惧する面がある。先ほど申し上げましたよ

うに地域振興会を立ち上げています。これまで地区館時代と少しは脱皮しているのですけども、一番いいコミュニティをやっているのではないかと思っているのです。

（委員長）

いわゆる地域自治活動といった活動の中身ですね。これが、住民の立場で主体的に行われているのかということ。これが一つですね。もう一つが、行政の方から依頼された業務をやっていくもの、の２つに分かれているように感じられました。どちらの活動量が多いかということ、依頼されると荷が重いと誰も思うわけです。しかし、やっていかないといけない。それが地域自治会の活動の実態、それには変わりはない。

地域の実態によっては様々で、市街地が密集しているところ、点々と集落があるところというように、いろんな条件が異なっている、また伝統的な活動もありますし、呼び方にも伝統的なこともあるかもしれません。統一的な名称をかぶせながらも地域の特殊事情を勘案して、その地区の呼び方を括弧書きでもちゃんと付けておくというような考え方もできるのではないかと思います。

いずれにせよ、いろいろと対応する考え方も出てこようかと考えられます。それからもう一点が公民館活動とコミュニティ行政の活動、住民から見た場合は１つの線で捉えることはできる。しかし、行政が見ると 2 つの線が出てしまう。その辺をどう乗り越えていくか。八代市の市長さんは統括代表権がありまして、行政委員会を統括していく権限も持っています。予算の編成権も持っています。行政委員会は執行権だけが委ねられているわけですから、その辺を土台にして、公民館活動とコミュニティ活動の立場に立てば一緒にして活動ができるようなシステムを八代市独自のやり方を全国に先駆けて、こういう考え方で八代は取り組むのだということをされてもよろしいかなと思います。しっかり説明責任が果たせればいいわけです。住民の皆さんの活動は、何ら変わりないわけですから。

それから、特殊事情ということで申し上げていたのですけども、これは山間地域においては、若い人がいなく、子供たちも非常に少ないという状況で、集落も点在している反面、面積が非常に広くなる。しかし、やらなくてはならない仕事は市街地のところと同じであり動き回らなければならない。

区長さんなり自治会長さんなり、市政協力員さんなり、呼び方はそれぞれでしょうが、そういう役の役割は非常に大変な仕事になる。市街地でも世帯数がたくさんあって、いずれも大変であるわけです。そういうところで共通してやらなければならないことは何かと、これを１つ考えていただけないかと。行政がこれをやってくれと言ったものが共通だと言われると、一年に１件、２件しかないようなことも共通だからと、そのための人員、作業量を確保しなければならないというのは無駄の大元になるのですね。だから一般的に市街地であれ山間地であれ、

共通してやる業務は何なのかということ、さほど負担にならない形のもの、それ以外に＋αの特殊事情を反映した地域の仕事は何かということ。地域の分類の仕方と申しましょうか、そういうことも考えていただくこともよろしいのではないかと思います。

ほか何かありませんでしょうか。

そろそろ最初の指摘について事務局の方から説明があるかと思いますが、関連事項について続けて進めてよいでしょうか。八代市の地域団体についてです。小学校区単位でコミュニティ団体があるのかどうかですね。その辺の現状、どういう形になっているのかを簡単に説明をお願いします。

（事務局）

資料説明

・八代市の地域団体

（委員長）

市政協力員と自治会長の相違点を今ご説明いただきました。八代市の地域団体、地縁組織と言ったらいいのでしょうか。一定の地域に基礎を置く活動団体ですね。それが様々ございます。一通り眺めていきますと、例えば自治会長さんが果たされている業務と八代地域の総合社会教育推進協議会の活動内容とそれと八代地区福祉推進協議会、八代市校区婦人会の行っている内容ですね、それから、坂本地域それぞれの地域振興会、あるいは、泉地域の下岳古里つくり推進協議会ですね。随分似たような活動内容だが違う呼び名で活動をしているということが１点。それから、補助金が付いているところと付いていないところ、額が大きいところと少ないところ、これをそのままにしておいていいのかという問題が２つ目の問題として出てこようかと思います。３番目には、ここで取り上げられていない地域もあると思いますけども、どういったところで地域活動をしているのか、活動内容、資金等をどういった形で行い調達しているのかも整理しておく必要があるのかと思います。そういう観点から見て、市街地域と中山間地域、それぞれの特徴に応じた地域活動の必然的な違いは何かということを掘り起こして整理しておく必要があるのではなかろうかと思います。

その中で、このままの活動状況でよいのか、八代市全体として市民の税金を補助金として使っていく場合に、合併協議会において約束事を５年間なら５年間はこれでいくということ、それを過ぎた後は、八代市の主体性に基づいて全市民のために公平な税金の分配、使い方の視点にたって、やっていくような仕組みづくりをしていくのかどうかという問題が出てこようかと思います。この点が今回のメインだろうと思います。そのときに付随して出てくると思われることを、次の

段階で説明をいただこうかと思います。この八代市の地域団体の活動内容等について説明をいただいたわけですが、これをご覧いただいて、ご意見なりご質問なりありましたらお願いします。

（委　員）

旧坂本村の地域振興会について若干補足をしておきます。ここに振興会の目的がありますが、私が記憶している限りでは振興会の目的は、安全で安心できるより良い住みよい地域づくりを目指して、自主的に地域住民が組織するということだったと思います。その目的を達成するために必要な事業として、ここにちょっと書いてありますが、八代の団体と同じように広い意味での住民の社会福祉向上のための活動等を含んでいます。あくまで住民の自治ですから、住民自治に関係する広範囲な問題に取り組むことにしております。坂本は合併前まで社会教育法の第 21 条第 3 項の分館ということで、8 校区に地区館がございました。私も地区館に携わっていましたが、八代市郡の中でもすばらしい活動をし、それなりの実績を挙げていたと考えています。

（委　員）

八代市総合社会教育推進協議会と福祉推進協議会に関わっていますので説明させていただきます。実施団体ではなくて、あくまでも連絡調整の団体であるということを知っていただければと思います。各校区に 18 万円を市の方からいただいているわけですけども、ここに書いてある、市政協力員、民生委員、社会教育委員たくさんありますが、これの各長が幹事として、この会を構成、組織しているわけですけども、そして連絡調整をしようということであるわけでございます。ですから、下に書いてある諸々の部分、それぞれの団体が、婦人会は婦人会で関係した事業をやると、男女共同推進事業は婦人会が専門でやっている。次の地域福祉推進協議会も小学校区の単位でやっています。これは人口割で 30 万～60 万円をもらっているわけですけども、これこそバラバラなのです。保育園から老人会までの入れているところ、いろいろございます。日奈久の場合は、市政協力員と民生・児童委員と婦人会と老人会なのです。今は「いきいきサロン」を盛んにやっています。市からいただいたお金を 1 回に付きいくらということで社会福祉協議会の方から来ますけども、その他に地域福祉推進協議会の方から月 1 回に付き 1,000 円ということで補助をやっています。先日役員会をしましたが、日奈久校区で 10 町内あります。10 町内で作っていますけども、いきいきサロンが 135 回開かれていたということです。福祉推進協議会では、隣近所で声をかけるということをやっています。「元気ですか、おはようございます。」というようなことは積極的に言おうではないかということで、それから日奈久には老人ホームがございますし、敬老会は婦人会が中心にやっています。歌ったり踊ったりして、炊き出しもやっています。この前の防災訓練も頑張っていただきました。

そういう関係で、福祉と社会教育がありますが、実際行動するときは一緒にするときもございます。一つは事業団体ではございませんけどもお手伝いという形で参加させていただいています。

（委員長）

事務局に尋ねておきたいことがあります。資料の「八代市の地域団体」について、八代市総合社会教育推進協議会と地区福祉推進協議会で 16 校区と 15 校区、それに婦人会の数が減ってきている理由、これはやるべき活動内容がオーバーラップしているがゆえに減ってきているのか、こちらでも同じことをやっているから婦人会はやらなくてもよいということになってきているのか、その辺を知りたいのですが。

（委　員）

私が知っていますのでお答えします。昨日、会議があり挨拶を申し上げましたが、ここに書いてある活動の他に、日赤の件とか街頭募金の件とか、九州スリーデーマーチ等非常に多岐にわたって活動されているのです。それで、会費は 1,000 円なのですけども 300 円は上部団体に納める、結局、校区で使えるのは 700 円なのですよね。私の校区は 670 名ですが、一応 476,000 円の会費収入で、交通安全母の会から 67,000 円の補助金それだけなのですよ。もともと 1,300 人ぐらい校区婦人会にはいたのですよ。それが減っていった理由としては、支部長になり手がいないのです。1 年交代ですから。私はできる人が何回かやってくださいと何度も言ってきたのです。班別に交代でやらせるのですよ。班長になりたくない、支部長になりたくないということ。それに若い人が働きに行っているので、婦人会は面倒くさいということで入らないのです。特に市政協力員の奥さんや民生委員の奥さん、こういう人たちが抜けているのですよ。そういう面もあるし、支部長の輪番ということに抵抗感を示しているのです。

やはり、各町からいろんな仕事が出てくるでしょう。組織が八代市だけでなく全国の組織ですので非常に幹部の人は忙しいということで、支部長になりたくないということです。支部長さんのなり手がないということと活動費が足りないということです。お金が足りないなら 2,000 円にすればとなりますと、そこまでするなら入らなくてもよいということにもなります。行政の方も少しぐらいは、連合の方に 28 万円はやっていますけども校区の組織にという面もある。婦人会がなくなったらとんでもない。もし日奈久・布田川断層の災害があった場合、婦人会の手助けがないと何もできないですね。そういう組織がないと大変だと思います。我々も検討しないといけないと思いますが、行政の方も検討、考えていただかないといけない。

それから、八代市の福祉推進協議会の中には、地域福祉活動計画を策定しなさいと出ている。皆さん兼務しているから忙しくて作れないというのが現状のよう

な気がします。
（委員長）
　地域住民の皆さんによる活動を組織化したものが団体であるということですね。問題は、一つは地域の自治活動を行いたいと思っているけども人々の日常生活が忙しくなってきたこと、時間的余裕がないという問題が一つあろうかと思います。これは様々な理由がありまして、時間だけでなく日本人の生活様式の変化といったものが根底にあると思われます。その点が一つあるのですが、今委員がおっしゃったように、何かがあったときは大変なことになります。いろんな人たちの手が必要になるわけですね。そのとき何らかの活動をしなくてはならない、すぐさまその活動に取り組めるような機能的な組織を作っておかなければいけないということになろうかと思います。問題は、それぞれの活動団体の活動への参加者、それから活動資金の調達、補助金等、活動資金の分析をやって、現状はこうであると、将来はこのように持っていきたいという方向付けをしないといけないと思います。もう一点は、活動を組織化していく場合のルールづくりですね。皆さん規約は作っていらっしゃると思うのですが、そのルールをつくること。団体の意思決定はどういう形で行うか、役員の選出はどうするか。さらに会員数を増やしていくためにはどうするか、会員母体が大きくなったときは分科会方式、或いは部会方式の活動を支援していくかとか、活動資金の更なる増やし方とかをどのように決めて広めていくかです。
　国も地方自治体も行政の方は、すでに 800 兆円を超える借金になっております。1 人あたり 680 万円の借金があって、4 人家族なら 2400 万円で家１軒建ってしまう借金を背負っているわけですから、それを後世代の人たちにかぶせていくわけにはいかんだろうと。そういう大局的な見地から見るとどうやって、中身の濃い活動に、しかも自分たちの自前でやっていくことができるのかという工面もひとつは考えていかなければいけないだろうと。恐らく住民自治活動、住民自治をどうかしていけば、行政のスリム化に繋がるかということも視野に入れて。スリム化した分だけ、自治活動へどのようにしてまわしてもらえるのかということも一定程度視野に入れておく必要がある。先ほど委員がおっしゃったことにも繋がっていくのかなと思います。
　そこで、そういうことも念頭に入れて、ご意見を様々いただきましたが、様々なご意見があるということがわかりました。そうした問題を背負ったままではいけませんから、自治組織を作ってより効果の上がる自治活動が展開できるようにしていくためにはどんな新しい自治活動の組織が想定されるか、その点について事務局から説明をお願いします。
（事務局）

資料説明
・新たな住民自治組織の考え方
・補完性の原則と役割分担の考え方
（委員長）
新たな住民自治組織を考えていく場合、全国の各地区で展開されているものを調べられて、そういう基本的な考え方で描き出されたパターンといったもの、そこに求められている課題といったものが示されています。パターンとしては、部会型とか並列型の例があります。名称は各々違うと思いますが、その下に部会を設置し活動されているというパターン、全国的にこのパターンは都市部に圧倒的に多いですね。並列型はいろいろな団体が並列しているものも半分近く見られるという現状です。
問題は、いずれの形をとるにしても現代社会を貫いている原理原則というものが昔とは変わってきているということがあります。非常に変わってきているのは何かと言いますと、どんな田舎に行っても、他者が生産供給してくれるサービスに依存しなければ生きていけない、そういう生活様式になってきているということです。他者が生産供給したものに頼って、毎日の生活をしているのです。相互依存の原理、相互補完の原理が私たちの毎日の生活に貫かれていますよということなのです。資料の最後の図ですが、もう少し手を入れたほうがいいと思いますが、「住民と行政の役割分担」の図の真ん中を切りまして、住民と行政が協働で立案・実行する領域というのがありますが、真ん中に 1 本線を引くと、住民が果たすべき役割が 50%、行政が果たす役割が 50%という形で比率が出て参ります。対角線を引いた右よりの方が、住民が 25%、行政が 75%というような形になる。逆に住民の方に行けば、活動や資金も住民が 75%、行政は 25%支援していくという形で、相互依存、相互補完の形が合理的に説明できるわけでございます。次回は、いい絵に直してですね、説明できるようにしていただきたいと思います。
実は、八代地域内の自治会の状況・実態を第 1 回の委員会で実態調査を行い、どういう状況にあるかということを調べていただいております。せっかくお調べいただいて、市民の自治活動状況がどうなっているのか、行政の役割がどういうものか、或いは市民と行政の協働の方向というものが見られるかどうか、アンケート調査の結果が出ていますので、事務局から説明をいただき、それを受けて、皆さんからご意見を頂戴して参りたいと思います。
（事務局）

資料説明
・自治会活動に関するアンケート調査（中間報告）

（委員長）
　これは最終報告ではございませんので、今説明があったように 8 割程度の回答があっているということですね。事前に配布されていましたので、目を通していらっしゃると思います。何か調査をご覧いただきましてご意見なり、ご質問ございませんでしょうか。
（委　員）
　予算規模とありますが、これは世帯数も関係すると思います。世帯数が多くなれば、予算規模も大きくなるわけで、その点の傾向としてわかっていればと教えていただきたいと思います。それと、月額の会費も世帯数との関係も動いてくると思います。その辺の推察でも結構ですからわかっていれば教えていただきたいと思います。ちなみにうちあたりの傾向を見ると大体 700 円から 1,000 円が殆どです。年間 4,200 円のところもございます。世帯数と予算規模との関係を分析されていれば説明していただきたい。
（事務局）
　このアンケートにつきましては、中間ということですので、市全体の中での分析しか出しておりません。今後分析していく中では、旧町村単位であったり、平野部や山間部であったりの地域性が当然出てきますので、その中での最終的なアンケートで分析し、加味していきたいと考えております。ですから、今ここの段階では、割り振りをしておりませんので、委員さんの質問に対するお答えにはならないと思います。最終的には、そのような分析を出していきたいと思っております。
（委員長）
　まだ、そこまで分析ができていないということでございます。
（委　員）
　私の地区には 330 戸いますが、80 戸がアパート世帯でございます。アパートは 8 棟ございます。その中から、アパートの家主が作られるときに町内費は自ら建築主さんが納めてくださいよと言ってありますから、町内費はアパートと言えども全部、家主さんが納めてくれます。町内会長がアパートまでわざわざ出向いて請求することは難しい。だから、共同募金だろうが、緑の募金だろうが、戸数はいても納められない家庭がいるわけです。
　また、昨年から町内会費を 600 円にしました。前は一律 500 円でした。どうしてそうしたかというと、集会所が築 30 年でもうすぐしたら作らないといけない。また寄附を集めないといけないことになります。もう少し早くからしておけばよかったのですが、減価償却費を計算しておくべきだったと思ったわけです。
　町内会も募金や敬老会費それからお宮の負担金、消防団、児童会、婦人会、老

人会等の組織にお金を出していますから相当お金がいります。ある程度、町内を維持していくためにはお金がいる。しかし、戸数が少ないところでは、会費増をしていかないといけないということです。

（委員長）

市民の役割という側面が出ていたようでございます。やはり活動していくための資金調達の方法、いくつも組織に加入しておりますと、こっちでも同じ募金を払って、違うところでも同じ募金を払うということはおかしいと思われるに違いない。募金の意味合いがおかしいということ、それが１点。もう１点は、いろんな募金があっても支出の結果を示す責任が募金団体にはあるわけですね。しかし、集めるときには一生懸命集めますが、その後は支出の明細が示されないと募金は段々廃れてしまうことです。廃れていく反面、なかなか集まらないと強制的になってしまうという形になる。3 点目が平成 17 年 4 月から個人情報保護法ができまして、納税貯蓄推進組合が廃止の方向に進んできています。地域の中で特別徴収がサラリーマンで、普通徴収の自営業者のパーセンテージは減ってきており、呼び方が逆さまになっているように見えます。特別徴収は月給から差し引かれているにも関わらず、その地区にいるために納税貯蓄推進員の一員となって、納税推進活動をしろといわれてもピンとこないわけです。

非常に微妙なところもあるものですから、そこら辺を行政は行政としてちゃんと説明ができる体制を作っていかないといけないということです。これが 3 点目です。

ですから、市民の活動でありながら、微妙に行政と絡んでくる、特に税金の問題がそうで、放っておくと地域の陰口の温床ともなる。では次に移ります。

（事務局）

最初のところの委員さんのご指摘に対してご説明をしたいと思います。

（委員長）

冒頭にこの委員会では、どういう目的を達成していくべきか、また、いかなる役割を果たしていくべきか、そして地域審議会との関係をどう見るかという指摘がありました。この点について事務局からご説明をお願いします。

（事務局）

※八代市住民自治推進検討委員会と地域審議会の関係について説明

とりまとめまで 8 回を予定しています。ある程度の取りまとめを 5 回以降に中間という形をとりたいと、とりまとめた後はどうするかといいますと、委員会は地域審議会の下部組織ですので、それぞれの地域審議会に報告をいただく、その意見に対して、検討委員会に戻していただくということで、最終報告の取りまとめに話を持っていくということで考えています。最終的には、この委員会で取

りまとめましたものを地域審議会に提案し、了解いただいたものを市のほうにご提言、いわゆる答申をしていただくという予定をいたしております。

それと先ほど、住民自治組織の考え方を説明しまして、総合的な活動組織とあったのですけども、今、小学校区単位とか言っておりますけども、当然、地方分権の中で、国から県に県から市町村に権限が委譲されて参ります。そうなると、すべて市が権限を持っておくかと、当然その権限は、地域の方に下ろしていかなければならないという形になります。そうなれば、その時点で急に権限が下りたときにどうしましょうというのではなくて、その地域ではある一定の権限に対応できる、要するに受け答えができる組織づくりをかんがえていかなければならないということになろうかと思います。その辺について、積極的なご意見をお出しいただいてご検討いただければと思います。

（委員長）

委員さんよろしゅうございますか。

（委　員）

私は、平野部と山間部は違いますからですね。各地域審議会では正副会長が決まっているので、山間部ではどう市長へ答申するのか、その辺を持っていたので、会長に聞けば、「私もわからない」と言うのです。やはり地域の会長ですので、会長が検討していくものだと思っていましたので、持ち帰っていろいろ検討をするのかなと思っていたのです。最初に聞けばよかったのですが、今日聞いたのです。わかりました。

（委　員）

この住民自治推進検討委員会では下部組織ということでありましたが、私の感じは、事務局は下部組織と考えているようですが、地域審議会から独立して審議されるのかなと思っているわけです。地域審議会と住民自治推進検討委員会の関係もそれなりに、委員さんも十分なご理解も得られておりませんので、そこらへんも十分検討していただき、地域審議会は地域審議会ですから、例えば坂本も中間報告を待つのではなくて、地域の問題もあります。

今日も聞いておりますと、突っ込んだ話し合いや検討がなされないのではという感じがしております。問題については、委員の皆さんも突っ込んだ意見を出していただくよう必要に応じてするべきだと、そうしないと地域事情、特性があるわけです。地域に適合した市民公益団体、或いは行政と協働した地域づくりを作っていく意味合いも十分な答申ができないのではないかと危惧を持っています。ですから事務局の皆さんも、もうちょっと考えていただければと思います。

（委員長）

地域審議会と住民自治推進委員会との関係ですね、これがどういう関係なのかということが十分理解されていないのではないかということの意見でございま

す。ここでは、八代市全体の住民自治を強化、推進していくためにどういう基本的考え方、枠組みが打ち出せるかどうか、それについて骨太の枠をお示しする。その上で、各地域審議会、旧町村単位で、それを土台にされつつ、地域の特性がありますから、それを反映した形での地域の住民自治をさらに推進されていくために考えていただくという形のものだと、私はそういうふうに理解していたのですが、それでよろしいですか。

（事務局）

はい。

（委員長）

住民自治を推進、強化していくための枠組みとして、新八代市において、全体の枠組みを考え出して、課題を抽出し、その課題を乗り越えていくためにどういうことが考えられるかを出して、それを地域審議会の方で、その特性にあわせて、Ａ・Ｂ・Ｃの中から、私はＡを、私はＢをというふうに選ばれていくのは地域審議会にお任せしていけばよろしいかと。そして、新八代市の政策として各地域審議会の意向を出していくという形を採られれば、合併特例法の第 5 条の 4 項に書いてある主旨に沿うと私は思います。住民自治をさらに推進されていく方向性ぐらいまで打ち出しておけばというふうには考えておりました。

（委　員）

住民自治推進検討委員会は 8 回あるわけですが、実は八代は１５校区ありましたが、2 名しか出席していないのですよ。それでできれば各校区から 1 名ずつでもいいから出してもらえたならば、もしこういう組織を作られるとすれば、非常によかったのではないかなと思うのです。2 人で来て、「お前たちは代表になっとるとか」と言われることはないと思いますが、八代市はほぼ一緒なのですけども、やはり 1５校区の代表が 2 人しかでていないと、せめて 1 校区ずつぐらいは呼んでもらえたらと非常に後は作りやすかったのではと懸念しています。

（オブザーバー）

住民自治の検討についてでございますけども、大人数でした方がいいのではないかというご指摘も確かにあろうかと思います。ただ、各地区の代表者精鋭の方がおいでになっておられますので、ここで十分議論をさせていただきまして、そして地域審議会の方にご報告し、ご理解をいただく、その上で、地域審議会になりますと２５名いらっしゃいますので、その方々の中で十分ご議論をさしていただければと、こういうふうな想いで実は２名ずつの選出にさせていただいているわけです。少数精鋭で十分ご意見をお聞かせいただければと、人数が多ければ多いほど、非常に表現は悪いのですが、陰に隠れるといいますか、そういうことで活発な意見が出ないということも思いますので、できますなら１３名の中で、十分残されたあと６回ということでありますが、今から徐々にその姿が見えてこよ

うかと思います。今非常にそれぞれが本当にうまくいくのかなと不安視されている面もあろうかと思います。しかし、徐々にその姿は見えてくると思いますのでもうしばらく一緒に研究をさせていただければというふうに考えております。宜しくお願いします。

（委員長）

確かにたくさんの人が出席されますと、定まった時間内で発言する機会といいますか、時間が細切れになってしまって、いい成果が上がらないという側面も一方においてあるということでございます。そういったこともお含みの上、皆さん方も課題に対して積極的に意見を出していただきたいと存じます。今日はかなり積極的に発言をいただきました。ありがとうございました。

もっと課題に対してご意見があろうかと思いますが、予定していた時間に達しました。まだ「住民と行政の連携方策について」はまとめができません。というよりは、意見の出しっぱなしという面があろうかと思います。それらの意見を整理しまして、論点を明らかにし、次回の冒頭のところで、可能な限り一定の方向にまとめさせていただこうと考えております。そのことをご了承いただきたいと思います。

次回の開催について事務局から説明をお願いします。

（事務局）

事務局説明

・次回の開催について説明

・参考資料の説明

・次回からの傍聴について

（委員長）

ないようでしたら、今日の議論の取りまとめは先ほど申しました形で、次回の冒頭のところで行うことにしまして、今日の第 2 回はこれでお開きにさせていただきたいと思います。どうもお疲れ様でございました。